

平成19年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成19年3月1日(木曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- | | | | |
|-----|---|-----|----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | 第18 | 議案第18号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件 |
| 第2 | 会期決定の件 | 第19 | 議案第19号 美唄市収入役事務兼掌条例廃止の件 |
| 第3 | 諸般報告 | 第20 | 議案第20号 美唄市公共施設整備基金条例廃止の件 |
| 第4 | 議長報告 | 第21 | 議案第21号 美唄市土地開発基金条例廃止の件 |
| 第5 | 市政並びに教育行政執行方針演説 | 第22 | 議案第22号 美唄市ふるさと創生基金条例廃止の件 |
| 第6 | 報告第2号 例月出納検査結果報告 | 第23 | 議案第23号 アルテ ピアッツァ 美唄条例の一部改正の件 |
| 第7 | 報告第3号 例月出納検査結果報告 | 第24 | 議案第24号 特殊学校就学援助に関する条例廃止の件 |
| 第8 | 報告第4号 例月出納検査結果報告 | 第25 | 議案第25号 美唄市消防賞じゅつ金条例の一部改正の件 |
| 第9 | 報告第5号 例月出納検査結果報告 | 第26 | 議案第26号 美唄市火災予防条例の一部改正の件 |
| 第10 | 報告第6号 定期監査報告 | 第27 | 議案第27号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件 |
| 第11 | 報告第7号 行政監査報告 | 第28 | 議案第28号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件 |
| 第12 | 報告第8号 美唄市国民保護計画報告の件 | 第29 | 議案第29号 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件 |
| 第13 | 承認第1号 専決処分の承認を求める件(平成18年度美唄市民バス会計補正予算(第1号)) | 第30 | 議案第30号 美唄市まちづくり基本条例制定の件 |
| 第14 | 議案第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 | 第31 | 議案第31号 平成18年美唄市介護保険会計補正予算(第2号) |
| 第15 | 議案第15号 美唄市副市長定数条例制定の件 | 第32 | 議案第3号 平成19年度美唄市一般会計予算 |
| 第16 | 議案第16号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件 | 第33 | 議案第4号 平成19年度美唄市民バス会計予算 |
| 第17 | 議案第17号 美唄市給与条例の一部改正の件 | 第34 | 議案第5号 平成19年度美唄市国民健康保険会計予算 |

- 第35 議案第6号 平成19年度美唄市老人保健会計予算
- 第36 議案第7号 平成19年度美唄市下水道会計予算
- 第37 議案第8号 平成19年度美唄市土地地区画整理事業会計予算
- 第38 議案第9号 平成19年度美唄市介護保険会計予算
- 第39 議案第10号 平成19年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第40 議案第11号 平成19年度市立美唄病院事業会計予算
- 第41 議案第12号 平成19年度美唄市水道事業会計予算
- 第42 議案第13号 平成19年度美唄市工業用水道事業会計予算

- 18番 紫藤政則君
- 19番 荘司光雄君
- 20番 林国夫君
- 21番 中西勇夫君

◎出席議員（20名）

- 議長 長岡正勝君
- 副議長 吉田栄君
- 1番 吉岡文子君
- 2番 広島雄偉君
- 3番 五十嵐聡君
- 4番 白木優志君
- 5番 小関勝教君
- 7番 土井敏興君
- 8番 谷内八重子君
- 9番 長谷川吉春君
- 10番 米田良克君
- 11番 古関充康君
- 12番 矢部正義君
- 13番 谷村孝一君
- 15番 内馬場克康君
- 16番 本郷幸治君

◎出席説明員

- 市長 桜井道夫君
- 助役 佐藤昭雄君
- 総務部長 板東知文君
- 市民部長 吉田讓君
- 保健福祉部長兼福祉事務所長 安田昌彰君
- 商工交流部長 酒巻進君
- 農政部長 林信孝君
- 都市整備部長 加藤誠君
- 市立美唄病院事務局長 三谷純一君
- 消防長 佐藤賢治君
- 総務部総務課長 市川厚記君
- 総務部総務課総務係長 村上孝徳君

- 教育委員会委員長 阿部稔君
- 教育委員会教育長 村上忠雄君
- 教育委員会教育部長 天野修二君

- 選挙管理委員会委員長 熊野宗男君
- 選挙管理委員会事務局長 大道良裕君

- 農業委員会会長 佐藤博道君
- 農業委員会事務局長 秋場勝義君

- 監査委員 川村英昭君
- 監査事務局長 嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

- 事務局長 谷津敬一君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開会

●議長長岡正勝君 ただいまより、本日をもって招集されました平成19年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 米田良克議員

11番 古関充康議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月26日までの26日間とし、うち3月2日ないし3月6日、3月10日ないし3月25日を休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。
議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成19年第1回市議会定例会に当たり、市政執行への私の所信を申し上げます。

私は、市長に就任して以来、市民の皆さんが安心してらせるまちをつくり上げていくことが自らに与えられた責務であると考え、豊かで活力に満ちた「生き活きびばい」の実現に向けて、様々な取組みを進めてまいりました。

一方、急激に進む人口の減少や少子高齢化の下で、地域の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、国内外からの様々な改革や変化の波が押し寄せるなど、本市が今、時代の大きな転換期にあることを強く実感するとともに、市民の皆さんの生命、財産、暮らしを守るという市長の使命と職責の重さを改めて感じております。

また、本市は、財政が極めて深刻な段階に至っており、あらゆる手段を講じてこの危機を乗り越えていかなければならない大変厳しい状況に直面しているなど、かつて経験したことのない試練の時代を迎えております。

この試練に果敢に立ち向かっていくには、市民の皆さんと危機意識を共有し、心を一つにして、知恵と力を結集することが何よりも大切であります。

私は、この試練を乗り越えた先には、地域の自立という確かな未来があることを信じ、市民の皆さんの先頭に立って全力を尽くす決意であります。

昨年、地方分権改革推進法が成立し、国と地方の役割の見直しに向けた「第二期地方分権改革」が具体的に始まるとともに、国においては、地方自治体の財政健全化に向けた再生法制の整備や新型交付税の導入などにより、地方に対して一層の行財政改革を求めようとしております。

また、北海道では、道州制特区、支庁制度改革、市町村合併構想の提示、市町村への事務・権限移譲など、新たな道政改革に踏み出しております。

私は、真の地方分権改革は、地方の役割をより拡大させ、住民が安全・安心に過ごすことができる豊かな社会を実現することであり、地方がもつ多様性と創造性を生かし、それを基盤とした新しい国のかたちを求めていくことであると考えております。

そのために、国からの規制緩和と税財源の移譲を基本に、必要な国と地方の役割分担の一層の明確化や、住民自治を可能とする地方税財政制度の構築などを、今後も全国の自治体とともに、国に対して強く要望してまいります。

本市が、このような時代状況の中、「自立と協働のまちづくり」に向けて着実に前進するためには、新たな自治のしくみづくりと徹底

した行財政改革による財政の建て直しが喫緊の課題となっております。

そのため、平成 19 年度は、自立した基礎的自治体として持続していけるよう、市民の皆さんと一緒に考える「地域経営」という視点を持って、「自立と協働のまちづくり」に向けた確かな道筋をつける 1 年とし、様々な課題の解決に向けて真正面から取り組んでまいります。

本定例会でご提案いたしました「美唄市まちづくり基本条例」における理念と基本原則に基づき、市民や市議会の皆さんとともに「自立と協働のまちづくり」を推進するため、「協働のまちづくり指針」により、職員による「地域応援チーム」を導入し、市民の皆さんや各種団体、企業等の様々な方々の自主的、自発的な地域課題の解決に向けた活動を支援するなど、協働のしくみづくりを進めてまいります。

地域医療体制の確立は、現在、本市にとって最も重要かつ重大な政策課題であります。

このため、厳しい医療環境の中で、市内の医療資源を生かした新たな医療体制を構築するための指針である「美唄市地域医療ビジョン」で明らかにした市立病院と美唄労災病院との統合を実現するため、新病院開設に向けた具体的な協議を進めるとともに、「美唄市地域医療マスタープラン」に基づく新たな地域医療体制の構築に全力を挙げて取り組んでまいります。

厳しい財政状況の中で効果的な施策を実現していくために、「美唄 21 世紀まちづくりプラン後期基本計画」における「福祉」「環境」「交流」「経済振興」の 4 つの重点施策に基づ

く一層の事業の選択と集中により、後期基本計画を着実に推進してまいります。

国と地方の税財政制度を見直す「三位一体の改革」は、結果的に国の財政再建が優先され、本市にとっては地方交付税の削減という極めて厳しい状況となっております。

また、夕張市の財政破綻という現実には、私たちに、適正な財政規模の中で、市民の意思を的確に反映し、自らの責任において自律的な行政運営を行うことの重要性を強く示すこととなりました。

私は、本市の財政再建団体への転落の危機を乗り越えていくため、自立推進計画期間における歳出削減等を着実に実施するとともに、人件費の削減や行政サービスの見直しをはじめ、徹底した行政のスリム化や公債費抑制のための公債費適正化計画の実行など、財政健全化に向けて、職員と一丸となって、取り組んでまいります。

昨年、本市職員が公共工事発注を巡り不正事件を起こし、市民の皆さんの行政に対する信頼を大きく損なうこととなりました。

今、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを改めて自覚し、市民本位の行政に全力を尽くして行くことが強く求められています。

このため、入札契約制度や職員の服務規律のあり方などを厳しく見直すとともに、法令遵守や公務員倫理の徹底など職員の意識改革を一層進め、事件の再発防止と市民の皆さんの市政に対する信頼回復に努めてまいります。

次に、平成 19 年度の主要施策について申し上げます。

まず、やさしさと健康のまちづくりであります。

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりがライフステージに応じて安心して生活ができるよう、地域での取組みを支援し、生き生きとくらすことのできる、包容力のある地域づくりを目指し、市民との協働による「やさしさと健康のまちづくり」を進めてまいります。

子育て支援については、地域社会全体で子育て家庭を支援するため、「せわずき・せわやき隊」などの子育てネットワークの拡大を図るとともに、出産家庭の全戸訪問の実施や育児不安、児童虐待等の解消に向けた家庭児童相談体制の充実など、総合的子育て支援に努めてまいります。

健康づくりについては、市民主体の活動の活性化や子どもと親の「育ち」への支援、青壮年期の生活習慣病予防、高齢期の生活機能低下予防など、ライフステージに応じた取組みを総合的に進めてまいります。

市立病院については、市民に信頼される中核病院として、引き続き医師の確保を行い、安心して受診できる診療体制の確保に努めるとともに、一層の経営健全化を推進してまいります。

また、平成 20 年度から始まる後期高齢者医療制度の円滑な導入に向けて、準備を進めてまいります。

高齢者福祉については、「地域包括支援センター」を核として、専門職による介護予防マネジメントや総合相談・支援業務、虐待防止や権利擁護などの業務を通じて、ワンストップ相談窓口としての充実を図りながら、総合的な取組みを進めてまいります。

障がい者福祉については、福祉サービスをこれまで同様に安定して提供できる体制を築

くとともに、地域での生活を維持できるよう、地域生活支援事業などの充実に努めてまいります。

地域づくりについては、地域福祉ネットワーク事業において、市民ささえあい推進委員会を中心に地域住民の自主的、主体的な活動に対する支援をしてまいります。

また、老朽化している南美唄生活館に代わり、南美唄地区の新たな地域福祉活動の拠点施設となる南美唄福祉会館を建設いたします。

次に、「快適なくらしを実現するまちづくり」であります。

機能的で快適な都市基盤や生活環境づくりを進めるほか、地域と連携した消防・防災体制の整備など、安全で安心な地域社会の確立に向け、「快適なくらしを実現するまちづくり」を進めてまいります。

都市機能の向上を目指して進めてまいりました美唄駅周辺土地区画整理事業については、整備段階の最終年度として、東2条通及び区画道路の整備を行います。

また、銀河通のアンダーパス開通により、交通量の増加する市道東雲線の一部に歩道を新設するほか、あかしあ通の整備を進めてまいります。

市道交流拠点施設線については、冬期の坂道対策として、凍結防止装置を設置し、通行車両の安全確保を図ります。

冬の市民生活や経済活動を支えるための除排雪については、農村地域に間口除雪の対象区域を拡大するほか、安全な道路交通網の確保に努めてまいります。

市民の皆さんの身近な交通手段である市民バスについては、予約運行の実施や路線の一

部見直しを行うなど、効率的な運行に努めてまいります。

市営住宅については、建替えを進めてまいりました有為団地における団地内道路や集会所などを整備し、この団地に係る事業の完成を目指します。

上水道については、安全な水を安定して供給するため、配水管の整備を進めるとともに、水質の適正管理に努めてまいります。

また、下水道については、東明・茶志内・峰延地区の整備を進め、汚水処理区域の拡大や水洗化の促進を図るほか、農村地域などにおける合併処理浄化槽の設置を継続して実施してまいります。

緑化については、植樹活動への支援を継続するほか、新たに峰延地区の北海幹線用水路のボックス化部分の景観整備として植栽等を行います。

安全なくらしの確保については、「美唄市地域コミュニティ安全条例」に基づき、地域と協働して防犯活動や交通安全運動などに取り組むほか、悪質巧妙化している犯罪の被害を未然に防ぐため、引き続き、関係機関・団体と連携し、法律相談や消費生活相談を実施してまいります。

防災については、「美唄市地域防災計画」の全面的な改正を行うとともに、防災意識向上のための広報活動や防災訓練を行ってまいります。

また、地域防災力の充実・強化を図るため、自主防災組織の設立促進や育成に、引き続き、取り組んでまいります。

火災予防については、家庭や事業所における火災予防の周知・徹底を図るとともに、住

宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置促進に努めてまいります。

また、救命率の向上に向けて、救急隊員の資質の向上と救急救命士の処置範囲を広げるとともに、AEDなどを活用した救命講習会を実施し、救命技術の普及に努めてまいります。

消防団については、地域の防災・消防力の充実に向け、再編を進めてまいります。

次に、「人と自然が調和したまちづくり」であります。

宮島沼の保全や廃棄物の適正処理など、本市が有する豊かな自然を守り、環境への負荷を抑制する循環型社会の実現に向けて、市民との協働による「人と自然が調和したまちづくり」を進めてまいります。

市民や企業、行政が連携した環境保全については、基本的な理念に基づく美化活動等を促進するため、「(仮称)美しきまちづくり環境条例」の制定を目指してまいります。

宮島沼については、今春オープンする待望の「宮島沼水鳥・湿地センター」を拠点として、環境学習の実施や情報提供の充実に努めるとともに、国指定鳥獣保護区内の基礎的調査を行うなど、世界的に貴重な湿地の保全と活用を進めてまいります。

廃棄物の適正処理については、一般廃棄物最終処分場の供用を開始するとともに、一層のごみの減量化とリサイクルを推進いたします。

また、ごみの減量化と費用負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化等に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、「豊かで活力ある産業が広がるまちづ

くり」であります。

厳しい経済・雇用情勢が続く中、地域経済の活性化を図るため、農業や商工業の相互連携に努めるとともに、地域の特性を活かした産業の育成など、「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」を進めてまいります。

農業については、関係機関、団体と連携して国の農政改革に対応した農業の担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、農家経営の安定、向上を図るため、昨年に引き続き、ハスカップの生産振興やほ場整備等による生産基盤の確立に努めてまいります。

また、地域情報の発信や交流促進機能を備えた「食の駅」の整備に向け、基本構想の策定等を進めてまいります。

商業については、中心市街地における空き店舗等を活用した賑わい創出事業を継続するとともに、活性化のための具体的な取組みに関して、関係団体等と引き続き協議を行ってまいります。

工業については、企業間・異業種間の連携・交流の推進により、新技術の開発や新産業の創出に努めるほか、市内外に向けて雪冷熱エネルギーによる利雪技術の普及拡大を促進するなど、地域産業の活性化に取り組んでまいります。

雇用については、高校生や求職者を対象とした各種技能講習等に対し、引き続き助成するとともに、近隣3市1町による就職面談会やセミナーの開催など、就職機会の確保に努めてまいります。

これら経済振興策については、「食育」などによる地域資源への理解や「安全・安心」「環境保全」「地域コミュニティの再生」などの今

目的な価値観に的確に答えていくことが重要であります。

そのため、産業間の横断的な連携・協力や地域づくり活動などとの連携のもとに、生産者と消費者が協働により、地域の資源や人材を地域で消費・活用することで、域内循環を高め、産業・雇用おこしにつながるよう努めてまいります。

次に、「文化と交流のまちづくり」であります。

教育、文化、芸術、スポーツなど、様々な活動や交流を通して、豊かで潤いのある日常生活を送ることができるよう、「文化と交流のまちづくり」を進めてまいります。

学校教育については、子どもたちの確かな学力と豊かな心や人間性、健やかな身体を育むため、学校、家庭、地域が機能的に連携しながら、郷土の自然や歴史を生かした美唄らしい教育を進めてまいります。

私学振興については、地域の特性を活かした教育活動を展開し、創立40年を迎える専修大学北海道短期大学に対し、市民団体等と連携しながら、留学生の受入などに関して、継続して支援を行ってまいります。

芸術・文化については、市民が主体的に取り組む各種コンサートや演劇など、文化活動を支援してまいります。

また、新たにオープンする体験工房を含め、NPOによるアルテピアッツァ美唄の活用を図るなど、芸術・文化活動の一層の促進に努めてまいります。

交流活動の促進については、交流拠点施設周辺の季節に応じた景観づくりのために、桜や紅葉樹の植栽を行うとともに、積極的なP

Rなどにより、市内の地域資源やイベントを有効に結びつけ、交流人口の増加を図ってまいります。

開発道路である道道美唄富良野線や美浦大橋、月形大橋、国道12号などの広域交通網については、地域資源の一層の活用を進めるための交流軸としての重要性が増していることから、引き続き、国や道に対して整備要望を行ってまいります。

情報化につきましては、市民生活や企業活動に必要な情報基盤を整備するため、電子申請等の準備を進めるほか、高速通信回線であるADSLの普及や光ファイバー導入に向け、関係団体と連携しながら整備要望を行ってまいります。

以上、平成19年度の市政執行方針を申し上げます。

めまぐるしく社会情勢が変化する今日、地域の特性を活かし、地域に根付いたまちづくりを進めていく上で、市民の皆さんの生活にもっとも身近な行政として、市が果たすべき役割と責任は、ますます重要になってきております。

現在、本市は、地域医療や経済・雇用、財政など、様々な困難に直面しておりますが、この試練を新しい時代のまちづくりへと転換するための契機とすることが重要であります。

私に与えられた使命と責任は、厳しい現実を直視するとともに、本市の様々な可能性に果敢に挑戦し、地域の自立に向けた持続可能なまちづくりに取り組んでいくことであると考えております。

私は、新しい時代のまちづくりを目指し、市民の皆さんとともに考え、ともに力を合わ

せて、直面する諸課題の解決に向けて、不退転の決意で取り組んでまいります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 平成19年第1回市議会定例会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

近年、我が国では、社会の急速かつ広範な変化に対応するため、地域の自律性を高める様々な制度の見直しが進められております。

昨年末には、教育をめぐる状況の大きな変化に伴い生じた様々な課題に対応するため、約半世紀ぶりに教育基本法が改正され、私たち一人ひとりが、これからの新しい時代にふさわしい教育の在り方を真剣に考えていかなければならないものと考えております。

教育委員会といたしましては、人格の完成と社会の形成者の育成という教育の目標をしっかり再認識し、知・徳・体のバランスのとれた人間育成を目指し、「ふるさと美唄」の豊かな自然や歴史と風土の下、適切な生活習慣や規範意識を持ち確かな学力、命を大切にする心や人を思いやる豊かな人間性そして、たくましく健やかな身体を育むことに努めてまいります。

同時に、「ひとづくり」は「まちづくり」の基盤となることから地域社会が生涯学習の推進を前提にした地域づくりを進めることができるよう市民自らが学習成果をまちづくりに活かすことができる仕組みや体制を整えてまいります。

そのためには、学校と家庭そして地域と情

報の共有化に努めながら共通認識を深め、関係部局や関係機関・団体との連携を図り、つぎのとおり各分野における諸施策の推進に取り組んでまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、幼稚園生活の中で幼児の発達段階に応じた遊びを通して、人間性豊かな生きる力を育むことが大切であります。

このため、幼児の一人ひとりの特性に応じた適切な指導を行うとともに、小中学校や地域との交流などにより、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

小中学校教育につきましては、引き続き学習指導要領のねらいや内容を踏まえ、「確かな学力」や「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」を育むための教育を推進していくことが重要であります。

確かな学力の向上につきましては、児童生徒が「わかる喜び」「できる喜び」を体感できる授業を適正な教育課程のもと展開することが重要であります。

そのためには、引き続き市内標準学力検査による児童生徒の到達度・理解度の分析等を行うなど、学習状況の的確な把握に努めるとともに、その結果をもとに指導の重点化を図り、少人数、習熟度別、複数指導など指導方法や指導形態の工夫改善に努めることが必要であります。学ぶ意欲の向上や学習習慣の定着を含め個に応じたきめ細かな指導の充実が図られ、さらには幼小中などの校種間連携の促進により、学びの連続性が図られるよう努めてまいります。

また、総合的な学習の時間においては、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、育てようとする資質や能力及び態度等を明確にするとともに、学校の創意工夫のもと地域の特色を生かした体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に推進され、国際理解教育、福祉教育等の充実が図られるよう努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、社会のルールや基本的モラルなどの規範意識の高揚や道徳性の涵養等が求められていることから、各学校では児童生徒の実態を十分把握しながら、各教科等における体験的な学習との関連を図った道徳の授業を展開するとともに、全校指導体制のもと、保護者や地域の人々など外部人材の参加協力による、柔軟で多様な指導が展開されるよう努めてまいります。また、全国的に児童生徒の自殺が多発していることから、命を大切にすることを推進するとともに、いじめ、不登校、問題行動など今日的教育課題に対応するため、児童生徒の小さな変化を敏感にとらえる教育相談機能の充実や、早期発見・早期対応を基本とした学校・家庭及び関係機関の連携強化に努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、近年児童生徒の体力の低下、生活習慣病などの疾病の増加などが指摘されており、児童生徒が積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成が求められております。このようなことから、自ら進んで運動し、運動の楽しさや喜びを体得できるよう保健体育を中心とした教科の指導の充実はもとより、「薬物乱用防止教室」の開催や「性に関する指導」の充実を図るなど、

健やかでたくましい心身を育む教育の推進に努めてまいります。

さらに、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、基本的な生活習慣の確立や望ましい食習慣と自己管理能力の形成を図るため、家庭との連携を基盤とした食に関する指導の一層の充実を努めてまいります。

また、学校給食につきましては、地元産米や無・低農薬野菜など、新鮮な食材の活用や徹底した施設衛生管理を行い、安全で安心できる手づくり給食の提供に努めてまいります。

地域の信頼に応える開かれた学校づくりにつきましては、学校に対する地域の期待や関心は極めて大きいことから、学校は地域参観日等を設定し教育活動を公開したり、自己点検・自己評価のほか、学校評議員などによる外部評価、いわゆる第三者評価を実施し結果を公表するなど、積極的に情報発信し、透明性を高めていくことが重要であります。このようなことから、地域の特性を生かした魅力ある学校を目指し、学期制の見直しなど学校改善に向けた具体的な取組を推進してまいります。また、児童生徒が安全で安心して通学できることは、信頼される学校の基盤であることから、児童生徒の危険予測及び回避能力の育成など安全指導の徹底を図るとともに、警察署等の関係機関との連携を図り、通学路の安全確保や情報の共有化等を目的とした、地域ぐるみの危機管理体制の確立に努めてまいります。

平成 19 年度から特別支援教育が本格実施されることから、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援が行えるよう校内体制を整備すると

もに、地域のセンター的機能を担う美唄特別支援学校を中心として組織された「トータルマネジメント協議会（美唄市特別支援教育連携協議会）」や関係機関との連携を図り、教職員に対する研修機会の確保や保護者・地域等への情報提供など理解啓発に努めてまいります。

これらの教育を推進していくためには、教職員の資質向上と意識改革が極めて重要であることから、実践的指導力の向上を目指した校内研修の充実を図るとともに、空知教育研修センターにおける各種研修会への積極的な参加の奨励や、空知教育局における実践推進校事業及び本市の公開研究指定校事業等による教職員研修の一層の充実に努めてまいります。また、教育研究所と学校との連携のもと、社会科副読本「びばい」の改訂作業を行うことにより、教職員一人ひとりが美唄の歴史や文化、伝統などについて十分理解を深めるとともに、ふるさとを意識した指導の充実が図られ、郷土に対する誇りや愛情が児童に培われるよう努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、東中学校の暖房施設大規模改修工事などを実施し、教育環境の整備に努めてまいります。

学校の配置につきましては、子供たちにとってよりよい教育環境を整える観点から、茶志内、西美唄、美唄中学校の統合について、具体的な取り組みを進めてまいります。

また、市立幼稚園及び小学校につきましても、保護者や地域の方々の声を十分に聞きながら、配置の見直しに取り組んでまいります。

高校教育につきましては、昨年、北海道教育委員会から「新たな高校教育に関する指針」

が示され、市内の高校においても間口削減等の見直しが今後予想されることから、本市の高校がそれぞれの特性を十分に発揮し、特色ある教育が行われるよう関係機関と連携を図ってまいります。

また、美唄市奨学資金貸付事業や専修大学北海道短期大学と北海道中央コンピュータ・カレッジへの入学金助成事業を引き続き実施し、就学促進と経済的負担の軽減を図り、高等教育の振興に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育につきましては、市民一人ひとりが生涯にわたり、健康で生き生きと自由に学び続けることができるよう、多様な学習ニーズに応えられる環境づくりが大切であります。

このため、美唄市教育委員会ホームページや広報紙メロディーを通じて、人材バンクの利用や各種講座等の開催情報など、より多くの生涯学習に関する情報の提供に努めるとともに、市民が意欲をもって主体的に参加できる「市民カレッジ」をはじめとする学習機会の充実に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、近年、非行の低年齢化や凶悪犯罪化など、深刻な状況となっております。

心身ともに豊かでたくましい青少年を育てるためには、家庭・学校・地域が協力し合い、それぞれの意識や教育力を高めるとともに、子どもたち自らが様々な経験や交流などを通して、生きる力を身につけていくことが大切であります。

このため、地区育成協議会や地域の青少年指導対策部会などと連携を図り、各地域での青少年の非行防止活動や「こども110番の

家」の拡充に努めるほか、野外体験活動事業や広域交流事業を引き続き実施してまいります。

青少年センターにつきましては、関係機関との連携による街頭指導や列車添乗、さらには、新たに携帯電話やパソコンからのメール相談を受けるなど、相談業務の充実を図りながら、青少年の問題行動の未然防止に努めてまいります。

放課後児童対策事業につきましては、受け入れ児童の安全で安心な生活の場を確保することにより、健全育成を推進するとともに、引き続き障がいのある児童の受け入れを行うなど、子育て支援の充実を図ってまいります。

市民会館と公民館につきましては、引き続き団体やサークルなどの自主的な文化活動への支援を行うほか、多くの市民に芸術文化のすばらしさを楽しんでもらうため、各種コンサートや演劇をはじめ、絵画展など文化事業の充実を図ってまいります。

また、「アルテピアッツァ美唄」につきましては、市内児童生徒をはじめ、多くの市民の皆さんが利用できる「体験工房」や「喫茶コーナー」を開設し、これらの施設を十分活用しながら、アルテピアッツァ美唄全体のイメージアップに努め、今後もさらに、芸術文化の交流の輪が広がるよう取り組んでまいります。

本市に伝わる文化財につきましては、貴重な財産として次代に引き継ぐため、適切な保護保存に努めながら、有効活用を図ってまいります。

また、地域の方々が大切に守り、育ててきました郷土芸能につきましては、引き続き、

伝承活動を支援してまいります。

郷土史料館につきましては、歴史資料等の収集・保存に努めるとともに、特別展「炭鉱の発展と街の暮らし」を開催するほか、体験学習講座や開放事業などを引き続き実施してまいります。

勤労青少年ホームにつきましては、ホーム運営委員会などと連携を図りながら引き続き、各種講座の開催や交流事業を行ってまいります。

図書館につきましては、市民の多様な学習意欲、読書意欲に応えるため、図書資料の提供や、資料の問い合わせ等のレファレンスサービスの充実を図るとともに、小・中学校の学校図書館運営の支援を図りながら、子どもの自主的な読書活動が推進できるよう努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

社会体育につきましては、スポーツは、体力の向上や精神的なストレスの解消、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に大きく寄与しており、市民の方々が生涯にわたってスポーツに親しむことが大切であると考えております。

このため、NPO法人美唄市体育協会や各関係機関・団体等と連携を図り、各種スポーツ教室や各種競技会等を実施し、各スポーツ団体への活動にも支援を行い、誰もが気軽に参加できる軽スポーツの普及を図って行くとともに、子どもから高齢者や障がいのある方まで、体力や年齢に応じた健康づくりが行われるようスポーツの振興、普及に努めてまいります。

スポーツ活動の拠点であります各体育施設

につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、野球場、陸上競技場、サン・スポーツランド美唄につきましては、今後とも、周辺施設との連携を図り、スポーツの振興と交流に努めてまいります。

総合体育館につきましては、屋根防水工事を実施し、利用される方々が安全で安心して快適に利用できるよう努めてまいります。

また、地域のスポーツ活動等を促進していくため、引き続き学校体育施設開放事業を実施するほか、民間指導者の育成・確保にも努め、北海道体育協会や各関係機関等と連携を図りながら、「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けて取り組んでまいります。

以上、平成19年度の教育行政の主要な方針について申し上げましたが、その執行にあたりましては、市民の皆さんの期待と信頼に応え、学校・家庭・地域社会と一体となって地域に根ざした教育行政の推進に、最大限の努力をいたしてまいります。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長長岡正勝君 次に日程の第6、報告第2号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第7号行政監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第2号ないし報告第7号の以上6件を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第12、報告第8号美唄市国民保護計画報告の件を議題とい

たします。

本件に関し、報告の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました報告第8号美唄市国民保護計画報告の件について、ご説明申し上げます。

本件は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、美唄市国民保護計画を作成しましたので、同条第6項の規定により議会に報告するものであります。

作成経過といたしましては、平成18年6月に美唄市国民保護協議会委員の選定や、委員任命要請などを行い、7月、11月、平成19年1月と計3回の美唄市国民保護協議会を開催いたしました。

第1回協議会においては、国民保護法の骨子説明、作成する美唄市国民保護計画の構成やスケジュール等を、第2回協議会においては、美唄市国民保護計画素案の協議を行ったところでございます。

その後、計画素案について11月から12月にかけて北海道との事前協議やパブリックコメントの募集を行い、第3回協議会において北海道との事前協議、並びにパブリックコメントの実施結果に基づく計画修正を行い、審議の結果計画案としての答申をいただいたことから、この計画案をもって北海道知事に対し正式協議を行ったところでございます。

今般2月19日に北海道から正式協議終了の通知があり、これを踏まえ美唄市国民保護計画を最終的に決定したものでございます。

●議長長岡正勝君 これより本件について、質疑を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 ただいま市長から美
唄市国民保護計画についての報告を受けまし
た。

この国民保護計画は、武力攻撃を受けた場
合などの有事の際の、市民の生命財産がどの
ように守られていくのかという、極めて重要
な内容を持っていると思うわけです。

市としても、その重要性に鑑みて、市民か
らの、広く意見を聞くということでパブリッ
クコメントを募集したと思うんです。

ただいま市長の報告の中でも、そうした募
集して、応募があったということですがけれ
ども、その応募の結果ですけれども、どのよ
うな意見が寄せられたのか。またその意見
に対してどのように対応されたのか。それ
についてお聞きいたします。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質疑にお
答えします。

美唄市国民保護計画素案に対するパブリッ
クコメントについてであります。平成18
年11月20日から12月20日までの1
カ月間、美唄市のホームページ上や市役
所をはじめ公共施設8カ所で実施いたしま
した。

その間、1団体から意見が寄せられたと
ころでございます。

その内容につきましては、国民保護計画
の作成に反対すること。素案に対する説明
と、市民意見聴取に十分な時間が必要であ
ること。前文を設け、憲法の恒久平和の精
神を明らかにすることなど、8件の意見が
ございました。

パブリックコメントの意見のうち、前文
を設け、憲法の恒久平和の精神を明らか
にすることにつきましては、美唄市におい
ても、国

が平和主義と国際協調主義のもと、世界
平和と安定のため努力することが大変重要
であると考えていることから、美唄市国民
保護協議会に図り、計画素案の1部を修
正したところでございます。

なお、寄せられた意見すべてに市の考
え方を示し、12月29日より市のホ
ームページなどで公表してございま
す。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 私は平成14
年の第2回定例会の中の一般質問の中
で、当時国会で議論されていた、いわ
ゆる有事法制3法案、それが地方自治
体にどのような影響を与えるのかとい
うこと。それからその危険性について
当時の市長でありました井坂市長に
一般質問しているわけですが、その
やりとりの中身は、桜井市長もお聞
きされていると思うわけですが、私
はそのときにこの有事3法、有事法
制の3法、これを第1にはアメリカ
軍の戦争支援のための海外での武
力行使に道を開くものだと。第2
にはアメリカの戦争への国民を強
制動員させるという問題。それ
から地方自治体をいやおうなしに
、強制的に国の指示に従わせると
、そういう極めて危険なものだ
ということを一般質問の中で指
摘してきました。

この点については、昨年3月、第1
回定例会の総務常任委員会の中
で、美唄市国民保護協議会設置
条例とか、あるいは美唄市国民
保護対策本部及び緊急対処事態
対策本部という条例制定のとき
に、総務常任委員会の中でも
議論してきたわけです。

今回策定された、美唄市国民保
護計画、この中身を見ますと、
パブリックコメントを取

り入れての部分的な修正があるわけですがけれども、基本的にはそうしたただいま申し上げた危険性は残されたままということができると思うわけです。

国民保護法は有事の際に、国民の生命、財産を保護することを目的としているわけですがけれども、実際には国の軍事行動が優先されるわけです。国の指示に対して市長がそれを拒否できない立場におかれているわけです。

仮に、国の指示を拒否したとしますと、内閣総理大臣が国の権限をもって、さまざまな運営を、美唄だったら美唄でのいろいろな問題に対処していくとそういう事態が出てくるわけです。

また、この軍事行動に市民が巻き込まれる、そうした危険とか、市民の自由が侵害される、そういう恐れもあるわけです。

私は、国際紛争に対しては、武力によるものではなくて、あくまでも憲法9条に基づく外交によって解決する、そのことを基本にするべきだと思っているわけです。

改めてお聞きいたしますけれども、市長はこの国民保護計画について、どのようなご認識をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、国民保護協議会委員の選定、その選定のあり方についてですけれども、この計画が市民の生命財産に大きな影響を及ぼす、そうしたことからみても、委員の選定に当たっては一般市民からも公募をすべきだったのではないかというぐあいと思うわけですがけれども、なぜ公募をしなかったのかお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、非常時における市民の避難誘導。この計画の中にもいろいろな場

面を想定して避難計画が載っているわけですが、この想定される中には、武力攻撃によって避難しなければならないと、そういう事態の中には、弾道ミサイルの攻撃とか、ゲリラ特殊部隊による攻撃とか、自爆テロとか、そういうこともその想定には入っているわけです。

そうした場合、市としてどのような避難誘導しようとしているのか、その点についてお聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質疑にお答えします。

はじめに、国民保護法に対する認識についてであります。国民保護法は日本が武力攻撃や大規模テロを受けた場合、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした法律であります。そのような事態とならないよう、我が国が平和主義と国際協調のもとに、世界の平和と安全のために努力することが大変重要であると考えております。

しかし、万が一、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、道との連携のもと、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが市町村の責務であると認識しております。

また、国民保護措置の実施に当たりましては、国民保護法の趣旨を踏まえ、国民の自由と権利が十分尊重されなければならないものと考えているところでございます。

次に、美唄市国民保護協議会委員の公募についてでございますが、協議会委員の選定基準につきましては、国民保護法に規定されて

おり、国民の保護に関する措置を行う各関係機関の職員や、その知識、または経験を有するものとされており。

市におきましては、法による選定基準や近隣の市町村の状況から美唄市防災会議のメンバーを基本とすることが望ましいと判断し、公募については行わなかったところでございます。

なお、協議会の設置の趣旨である市民意見の反映につきましては、パブリックコメントの募集を行い、意見の反映をしたところでございます。

次に、国民保護法が想定する事態における市民に対する避難誘導についてでございますが、市は北海道の指示に基づき、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。

避難実施要領の作成については、想定する事態が多種多様なものになると想定されることから、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンを作成しておくことが重要なことと考えてございます。

いずれにいたしましても、その被害を最小限とするため、各関係機関と連携を取りながら避難誘導を実施していかなければならないものと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 最初に1点目申し上げた部分で、国民の、あるいは市民の安全がどう守られるのかと、あるいは市民の、いわゆる憲法で保障されている基本的人権がどのように守られるのかという部分で、ただいまのご答弁の中では、国民の自由と権利が十分尊重されなければならないということだとか、

あるいは計画の中に、市は国民保護措置の実施に当たっては日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るといふ、そういう文言なんかもあるんですけども、しかし、実際こうした文言としては載っていても、果たしてそれが守られる保障があるのかどうなのかということ非常に強い危惧を持っているわけです。

この部分で言えば、いま言った国民の基本的な人権という部分では、文言としてはこう入っているけれども、これはそうした計画の危険性をこととする、そういうものの認識の格好になっていないのではないかと、いうぐあいに思うわけです。

それから、例えば協議会委員の公募を行わないということですけども、行わないということの中には、その理由です、国民保護法の第40条第4項に、委員の認定基準が載っているわけです。

いわゆる一般市民から公募しないと、なぜ公募しないのかという、そういうなぜそういう規定を設けたのかという問題。これはやはり私は多くの市民を公募して、その協議会の中でいろんな意見が出て、それを取り入れなければならないという、そういうものを避けるため、言ってみれば行政の指導、行政が主体的につくるといふ、そういう中身でないかというぐあいに思うわけです。

そのこと自体がこの保護計画の持っている性格そのものを端的に表しているのではないかと、私はそう思うわけです。

それから、避難誘導の問題にしても、例え

ば弾道ミサイルはどのように避難するのかということ言えば、例えば弾道ミサイルの攻撃の場合ということで、どういうぐあいに避難するかといったら、弾道ミサイル攻撃においては実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本であるという文言です。

弾道ミサイルがヘリコプターか何かに乗って飛んでくるというならまだ時間的な用事、そういうのわかりますけれども、弾道ミサイルが発射して着弾するまで何分あるんですか。その間に弾道ミサイルが発射されたということをしてレーダーで感知して、それをどこどこに着弾しますということで自治体の方に連絡すると。自治体ではそれを住民に知らせると。どういう時間的な余裕があるのか、さっぱりよくわかりません。

いってみれば、こうした弾道ミサイルばかりでなくて、いわゆる特殊ゲリラだとか、自爆テロだとか、そういう場合の避難誘導ということもこの計画に載っているんですけど、そうした状態を見ても、いわゆるこの計画、避難誘導も含めて非常に机上の空論という印象を非常に強く持つわけです。

そういう意味で、この計画全体が先ほど申し上げました戦争の危険に巻き込まれる、地方自体そのものが戦争の危険に巻き込まれる。市民の生命、財産が脅かされる、そうした危険性が何ら変わっていないというぐあいに私は、そのように思っているわけです。

この点についてはこれまで何回かの議会の中で申し上げてきておりますので、一応私の基本的な考えについて申し上げましたけれども、この点についてはこれまでの議論のお

り、平行線をたどる、そういう部分もあると思いますので、改めて市長の方からのご答弁はしていただかなくても結構でございます。

●議長長岡正勝君 これをもって、報告第8号を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第13、承認第1号専決処分の承認を求める件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第1号平成18年度美唄市民バス会計補正予算（第1号）において、市民バス車両の故障により修繕を要し、市民バス運行費に不足が生じたことから、歳入歳出にそれぞれ195万6,000円を増額し、補正額の予算総額を5,350万円としたものであり、去る2月13日付で地方自治法の規定により専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 これより承認1号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって承認第1号専決処分の承認を求める件は原案のとおり承認されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第14、議案第14号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件ないし日程の第29、議案第29号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件の以上16件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第14号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件であります。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律により、市においては助役に代えて副市長を置くこととなったこと、行政財産の規定について引用条項が変わったこと、また監査委員の定数が市にあっては2人とされたことなどから、美唄市職員等の旅費に関する条例、美唄市憲章条例、美唄市特別職報酬等審議会条例、美唄市行政財産使用料条例及び美唄市監査委員条例のそれぞれにおいて必要な改正を行うものであります。

次は、議案第15号美唄市副市長定数条例制定の件であります。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律により、市においては助役に代えて副市長を置くこととなり、副市長の定数を条例におい

て定めることとされたため制定するものであります。

次は、議案第16号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律により、市においては助役に代えて副市長を置くこととなったことによる改正を行うほか、本市を取り巻く財政状況が一層厳しさを増していることから、19年度の期末手当について一月分の独自削減を行うため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第17号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、平成17年度及び平成18年度の人事院勧告に基づく一般職の昇給、給料表及び扶養手当の改正を行うほか、手当の適正化を図るため住居手当の支給額を見直すための改正及び本市を取り巻く財政事情を考慮し、勤勉手当の独自削減を実施するため、必要な改正を行うものであります。

また、給与条例の改正に伴い、付則において美唄市職員の育児休業等に関する条例について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第18号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、特殊勤務手当のうち、業務の特殊性、支給範囲及び支給額などを精査し、制度本来の趣旨に合致しない手当について見直しを図るため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第19号美唄市収入役事務兼掌条例廃止の件であります。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律

により、収入役制度が廃止となり、新たに会計管理者制度が創設されることから廃止するものであります。

次は、議案第 20 号美唄市公共施設整備基金条例廃止の件であります。

本件は、火葬場の整備資金に充てるために基金を設置したものであります。平成 14 年度から平成 15 年度の建設資金に充当し、設置目的が達成されたことから基金を廃止するものであります。

次は、議案第 21 号美唄市土地開発基金条例廃止の件であります。

本件は、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため基金を設置したものであります。今後この基金を活用した土地の先行取得が見込まれないことから基金を廃止するものであります。

次は、議案第 22 号美唄市ふるさと創生基金条例廃止の件であります。

本件は、国のふるさと創生事業に基づき、基金を設置し事業を行ってきたところであります。1 億円活用の初期の目的が終了していることから基金を廃止するものであります。

次は、議案第 23 号アルテピアッツァ美唄条例の一部改正の件であります。

本件は、アルテピアッツァ美唄敷地内に建設を進めていた体験工房が完成したことから、位置並びに使用料などについて必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 24 号特殊学校就学援助に関する条例廃止の件であります。

本件は、養護学校義務制により障害のある

子どもの全員就学が実現されており、就学援助についても国の支援制度が整備されていることから廃止するものであります。

次は、議案第 25 号美唄市消防賞じゅつ金条例の一部改正の件であります。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の公布に伴い、用語の整理、その他必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 26 号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する条例において、住宅用防災警報器等の設置免除に関する事項が規定されるため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 27 号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市手数料徴収条例及び空知管内消防の証明手数料の金額との均衡を図るため、救急搬送に関する証明及びり災に関する証明の手数料について、それぞれ 200 円を 300 円に改正するものであります。

次は、議案第 28 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、学校教育法等の一部を改正する法律により、盲学校、聾学校及び養護学校の区分が廃止され、特別支援学校となることから必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 29 号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件であります。

本件は、間口除雪事業について利用者の拡大と農村地区など対象範囲を広げるなど、事

業の拡充を図るため利用者の負担額について一部見直しを行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第14号ないし議案第29号の以上16件については、大綱質疑にとどめ所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第14号ないし議案第27号の以上14件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第14号ないし議案第27号の以上14件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第28号及び議案第29号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第28号及び議案第29号の以上2件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第14号ないし議案第27号の以上14件は総務委員会に、議案第28号及び議案第29号の以上2件は民生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第30、議案第30号美唄市まちづくり基本条例制定の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第30号美唄市まちづくり基本条例制定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市におけるまちづくりの基本的な事項について規定するとともに、市民の権利と役割、市議会、執行機関の権限と責務を明らかにし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的として制定するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第30号は、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第30号について、大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、大綱質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第30号については19人の委員をもって構成する美唄市まちづくり基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第30号については

19人の委員をもって構成する美唄市まちづくり基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました美唄市まちづくり基本条例審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、広島雄偉議員、
五十嵐聡議員、白木優志議員、
小関勝教議員、土井敏興議員、
谷内八重子議員、長谷川吉春議員、
米田良克議員、古関充康議員、
矢部正義議員、谷村孝一議員
内馬場克康議員、本郷幸治議員、
吉田 栄議員、紫藤政則議員、
荘司光雄議員、林 国夫議員、
中西勇夫議員

の以上19人の議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第31、議案第31号平成18年美唄市介護保険会計補正予算（第2号）ないし日程の第42、議案第13号平成19年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上12件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第31号平成18年美唄市介護保険会計補正予算（第2号）であります。

本件は、歳入歳出予算及び繰越明許費について補正しようとするもので、歳入歳出予算の補正は総額にそれぞれ1,332万2,000円を増額し、補正後の予算総額を21億8,416万円としようとするものであります。

補正内容について歳出から申し上げますと、総務費には介護保険事務処理システム改修に要する経費を、保険給付費には地域密着型介護サービス給付事業及び要介護者施設サービス給付事業に要する経費を、地域支援事業費には介護予防マネジメント事業に要する経費を計上し、総務費並びに保険給付費の不用見込額を減額し、整理して計上したものでございます。

一方、歳入については、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金等を計上いたしました。

また、繰越明許費は医療制度改革に伴う事務処理システム改修に要する経費について計上いたしました。

次に、平成19年度各会計予算について申し上げます。

国の三位一体改革などにより、かつて経験したことのない厳しい財政状況にある中、平成19年度予算の編成におきましては福祉・環境・交流及び経済振興の4つの重点分野の推進を基本としつつ、事務事業の一層の選択と集中を図るとともに、市民生活に必要な事業の確保に努めたところでございます。

この結果、全会計の予算の総額は336億6,930万円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し

上げます。

初めに、議案第3号平成19年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は歳入歳出予算の総額を169億3,832万1,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には議会の運営に要する一般管理事務費などを、総務費には地域医療体制の確立に向けた事業費などを、民生費には南美白社会館建設事業費などを、衛生費には宮島沼水鳥・湿地センター管理運営費などを、労働費には求職者等職業能力開発支援事業費などを、農林費には北海幹線峰延地区周辺整備事業費などを、商工費には中心市街地の活性化のための賑わい創出事業費などを、土木費には都市計画街路整備事業費や道路新設改良事業費などを、消防費には消防団の再編に係る事業費などを、教育費には中学校大規模改修事業費などを、公債費には市債の元利償還金などを、職員費には一般会計職員の給与等に要する経費などを、諸支出金には市立美唄病院の経営健全化に要する繰出金等を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして、市税、地方交付税、国庫支出金、市債のほか諸収入に土地開発基金等の廃止に伴う処分金などを計上いたしました。

第2条から第4条までは債務負担行為、地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第4号平成19年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は歳入歳出予算の総額を4,991万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に4,891万1,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして、使用料及び手数料に1,885万円を計上いたしました。

第2条は一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第5号平成19年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は歳入歳出予算の総額を38億9,512万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に24億6,895万1,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとして、国庫支出金に12億3,101万8,000円を計上いたしました。

第2条は一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第6号平成19年度美唄市老人保健会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を39億4,795万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げます

と、医療諸費に 39 億 3,672 万 8,000 円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、支払基金交付金に 20 億 2,841 万 3,000 円を計上いたしました。

第 2 条は一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第 7 号平成 19 年度美唄市下水道会計予算であります。

第 1 条は歳入歳出予算の総額を 25 億 1,085 万 1,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第 1 表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、下水道費には 7 億 3,042 万 4,000 円を、個別排水処理施設費には 1 億 0,148 万 2,000 円を計上しました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、市債に 9 億 9,340 万円を計上いたしました。

第 2 条から第 4 条までは債務負担行為、地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 8 号平成 19 年度美唄市土地区画整理事業会計予算であります。

第 1 条は歳入歳出予算の総額を 4 億 9,434 万 1,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第 1 表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、土地区画整理事業費に 1 億 7,806 万 6,000 円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては繰入金に 4 億 1,372 万 7,000 円を計上いた

しました。

第 2 条から第 3 条までは地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 9 号平成 19 年度美唄市介護保険会計予算であります。

第 1 条は歳入歳出予算の総額を 22 億 6,169 万 8,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第 1 表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に 21 億 1,208 万 7,000 円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、支払基金交付金に 6 億 6,055 万 2,000 円を計上いたしました。

第 2 条は一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第 10 号平成 19 年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第 1 条は歳入歳出予算の総額を 2 億 1,469 万 6,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第 1 表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、総務費に 1 億 6,407 万 7,000 円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、サービス収入に 2 億 0,655 万 4,000 円を計上いたしました。

第 2 条は一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第 11 号平成 19 年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は病床数、年間患者数、1日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額についてそれぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第12号平成19年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は給水戸数、年間総配水量、1日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第13号平成19年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は給水事業者数、年間総配水量及び1日平均配水量を定めるものであります。

第3条から第7条までは収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金についてそれぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第31号ないし議案第13号の以上12件は、大綱質疑にとどめ後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第31号ないし議案第13号の以上12件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号ないし議案第13号の以上12件については11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第31号ないし議案第13号の以上12件については11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

白木優志議員、小関勝教議員、
土井敏興議員、谷内八重子議員、
長谷川吉春議員、米田良克議員、
矢部正義議員、谷村孝一議員
内馬場克康議員、紫藤政則議員、
荘司光雄議員

の以上11人の議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長長岡正勝君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時32分 散会